



弁護団だより 🍄☂️🐌🐸🌸🍄☂️🐌🐸🌸

みんなして



No.41 発行 2015年6月
「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
6月01日 首相、福島を再エネ拠点化へ、国が重点的に支援	6月03日 第40回全国公害被害者総行動（東京）
6月07日 東電、営業損害一括賠償、2016年度末までの方針	6月04日 国会議員要請（東京）
6月12日 政府、居住制限・避難指示解除準備区域を、2016年度末解除へ閣議決定	6月10日 検証準備（浪江町、双葉町、富岡町）
6月16日 原発ADR、栃木で7000人申し立て	6月11日 原告団・弁護団合同会議（福島市）
6月19日 福島県、借り上げ住宅の無償提供、2017年3月末で終了へ	6月13日 原告団相双支部学習会（相馬市）
6月17日 政府、楡葉町の避難指示をお盆前に解除へ	6月14日 東京アンサンブル・憲法集会（東京）
6月26日 電力9社株主総会、全社が脱原発提案否決	6月19日 原告団県中支部総会（郡山市）
	6月28日 原告団福島支部学習会（桑折町）

第40回全国公害被害者総行動での対国・東電交渉に参加して

弁護士 塚本 和也

6月3日、午後1時30分から午後5時までの間、参議院議員会館において、第40回全国公害被害者総行動の一環として、対国・東電交渉が行われました。

福島や沖縄から上京してこられた「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の原告約100名を含め、被害者、支援者、弁護士など約250名の方々が参加されました。国と東電の担当者は約20名が出席しました。



様々な問題について、被害者の方々が具体的な事実をあげながら国と東電に対し訴え、どの発言も私の心に強く響きました。しかし、全体として、国・東電の回答内容は首をかしげたくなるものばかりで、国も東電も緊張感をもって交渉に臨んでいるとは到底思えませんでした。出席している担当者であっても要求項目やその周辺事情についてよくわかっていない様子で、不誠実な対応

であると思いました。毎年参加されている先生方によると、回答内容、回答者の両面にわたって昨

年の交渉よりも後退していたとのことでした。

まず、直前に与党の第5次提言で避難指示の早期解除および慰謝料の一律打ち切りという方針が出されたことに対して、そのような方針をとらないように求めました。これに対し、国も東電も、「第5次提言をふまえて検討中」などと何度も発言し、目の前の被害者の要望に応えようとする姿勢が感じられませんでした。むしろ、「住民の方々の意見も伺いながら」と枕詞のように言いながらも、現実には解除や打ち切りなどが既定路線になっているような印象をもたざるをえませんでした。

また、いわゆる「自主避難者」に対する住宅無償提供について、国は「県が判断すること」と逃げ、それならば国から要請してほしいという被害者からすれば当然の要求にも応じませんでした。

さらに、福島県議会議会や全自治体が決議をあげている、福島県内全基廃炉の要求について、東電は、「国のエネルギー政策を見ながら事業者として判断したい」と、福島第2原発の再稼働に含みを残す発言をしたことから、会場は騒然となり、参加者から怒号が飛び交う事態となりました。

その他、営業損害や処分場建設問題、健康診断などについて原告や支援の方の発言がありましたが、みなさんそれぞれ具体的なエピソードや被害を語られ、会場から力強い拍手を受けていました。沖縄からの参加者が涙ながらに発言する姿には、会場が静寂に包まれる一幕もありました。しかし、国も東電も十分な回答は示すことはありませんでした。

今回の交渉を通して、団結して行動すること、国・東電の不誠実な対応を明らかにすること、裁判で責任追及をすることの大切さを再認識しました。これらすべてが詰まっているのが生業訴訟です。迫力あふれる司会を務められた服部事務局長の「おれたちは何度でも声を上げ続けるからな！」という発言を胸に、これからも団結して頑張ってまいります！



「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第12回期日を終えて ～ 原告 佐久間康恵さんによる意見陳述要旨 ～

原告 佐久間康恵

私は、子どもを守りたい一心で、できる限り被ばくを避けるよう気を遣い続ける日々を送っています。しかし、そのために、両親の作った作物を食べられず、両親に悲しい顔をさせてしまったり、それまで仲の良かった友人と放射能についての考え方の違いで疎遠になったりと、失ったものは計り知れません。

そして、できる限りのことはしていても、子どもたちが、将来、病気にならないか、福島出身ということで肩身の狭い思いをしないか、結婚できるか、子どもを産めるか—いつも不安です。

事故前のように、みんなで花見をしたり、子どもたちと実家の畑の手伝いをしたり、雨に濡れたり、海で泳いだり、山にクワガタを捕りにいったり、実家の庭の柿やサクランボを取って食べたり、雪遊びをしたり…自然とたわむれる普通の暮らしが出来たらどんなにいいでしょう。

しかし、現在進行形で放射性物質に汚染されている以上、そのような暮らしをすることはできません。今も、除染で出た放射性廃棄物を燃やす仮設焼却施設を、この東和の夏無沼自然公園に作ろうと強引に計画され、除染してもどこまでも追ってくる放射性物質に生活が脅かされています。

事故前の普通の暮らしに戻れず、活動が制限され、同じことをただただ繰り返しているだけの生活が、私にとっては時間が止まってしまったかのようです。そんな中でも子どもたちにとってはかけがえのない成長の一日一日が過ぎていってしまう。他の地域に住む子どもが普通にしていること

をさせることができないまま、過ぎてしまった時間は取り戻すことができません。

子どもたちを地元に残らせた親として、責任を果たしたい。そのために、国と東京電力の責任を、しっかり追及したいと思います。



福島訪問記

白井 聡

福島がどうなっているのか？ 離れた場所に入ってくる情報は雑多だが、「分断」を物語るものが少なくない。いわく、避難の是非をめぐる、あるいは賠償金の多寡をめぐる、被害者同士がいがみ合っている状況がある、と。私はそのような話に接する度に、暗い気持ちになる一方、そのような現実が一部であるにしても、状況の総体がそうであってほしくはないし、そうであってはならない、と思っていた。被害者たちの分断は、まさに敵にとって思う壺である。本来政府や東京電力に向かうべき憤りが被害者同士の軋轢に振り向けられるなら、彼らにとってこれほど楽な話はない。

しかし私は、今回の訪問・講演を通じて確信した。福島には憤りの声を真っ直ぐに挙げている人が数多くいることを。怒るべきときに怒らず、「仕方がないね」と済ませてしまうことは、「物分りの良さ」でも何でもなく、奴隷根性の現れである。この当然の道理を貫こうとしている人々に今回出会えたことは、私にとって大きな喜びであった。石原伸晃環境大臣（当時）は、放射能汚染土の中間貯蔵施設建設をめぐる「最後は金目でしょ」と言い放ち、轟々たる批判を浴びた。だが、私たちが本来の正当な憤りを捨て、筋を通すことを諦め、条件闘争に甘んじるほかなくなるとすれば、私たちの誰も、この発言をとがめる権利を持つことはできなくなる。「そのような輩に私たちは絶対にならない、それは人間の尊厳を失うことだ」という固い決意を、原告団の方々との交流を通して私は感じ取った。だから、政府と東電の責任を正面から問い、筋を通させるこの訴訟に賭けられているのは、人間の尊厳そのものでもある。

講演では、福島の人々がこうむっている侮辱的な仕打ちは、いま日本中で起こっている権力からの民衆に対する侮辱の凝縮された現れなのだ、という話をさせていただいた。そしてそのような嘆かわしい状況は、たまたま生じたのではなく、第二次世界大戦での敗北をまともに総括しないまま「平和と繁栄」を享受した「戦後のツケ」として必然的に現れたのだ、という見解を拙著『永続敗戦論』に即して解説させていただいた。あの戦争が終わったとき、敗北を誤魔化す早くもプロジェクトが始まったのと全く同じように、現在の権力もまた福島第一原発における大失敗を否認し続けている。こうした事態は、実は、あの敗戦を総括しなかった体制がずっと引き継がれている以上、当然の結果なのである。だからいま、この体制全般に対する抗議の声が、全国至る所から挙がっている。したがって正義を求める本訴訟の闘っている相手は、いま全国各所で起きている「侮辱の体制」に対する闘争が戦っている相手と同じものなのだ、ということを理解していただけたならば幸いです。

とはいえ、ただでさえ深刻な被害と不安の中に暮らしている福島の人々が困難な闘いに精力を費やすことがどれほど大変なことなのか、その辛苦は私の想像できる範囲を超えている。私は、原告団のそのような途方もない努力に心からの敬意を表したいし、この闘いが決して孤立することがないよう、微力ながら力を尽くさせていただきたいと思う。





生業訴訟第13回期日（7月21日）のお知らせ

2015年7月21日（火）、福島地方裁判所で13回目の口頭弁論が開かれます。今回は、地震と津波の専門家・都司嘉宣先生の反対尋問が行われます。裁判所が「最重要証人」と言っている都司先生の証言には注目です。裁判外の企画も豪華キャストでお送りします。お誘いあってご参加ください。当日のスケジュールは以下のとおりです。

＜当日のスケジュール＞ ※詳しくは第13回期日（裁判）のお知らせをご覧ください。

【裁判所】

11:30 あぶくま法律事務所前に集合
12:00 事務所前集会
12:30 裁判所へ行進

【裁判所】

13:15 都司嘉宣証人 反対尋問
（国・東電の質問）
15:00 都司嘉宣証人 補充陳述
（裁判所の質問）
16:00 弁論

【文化センター小ホール】

13:30 藻谷浩介さん 講演会
15:45 原告団紙芝居
16:35 おしどりマコ&ケン ミニ講演会
17:30 報告集会
（裁判進行により、時間変更の可能性あり）

※藻谷浩介さん 日本総研調査部の主席研究員。地域エコノミスト。『里山資本主義』など多くの著作を出版され、町作りの在り方を提言しています

第1次～第3次の原告のみなさまへ 会費納入のお願い

第1次提訴から、3年が経過しました。弁護団では現在、3年目の会費を集めています。年会費は訴訟活動のための費用に充てられます。まだ納入されていない方は、年会費6000円の納入にご協力をお願いします。

【振込先】

みずほ銀行 川崎支店
普通預金口座 4425545
口座名義：福島原発事故被害弁護団
（ふくしまげんぱつひがいはんごだん）

※題字「みんなして」は、久保木亮介弁護士の筆によるものです。